

I 第18回WGの意見等報告

平成27年10月13日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



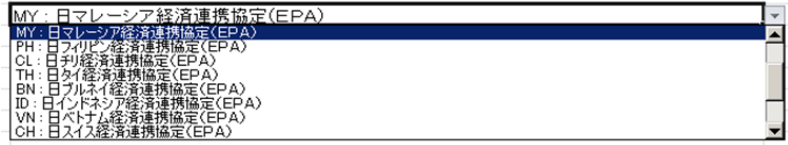
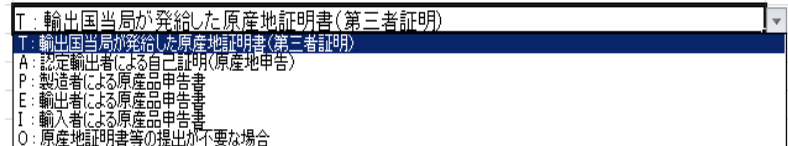
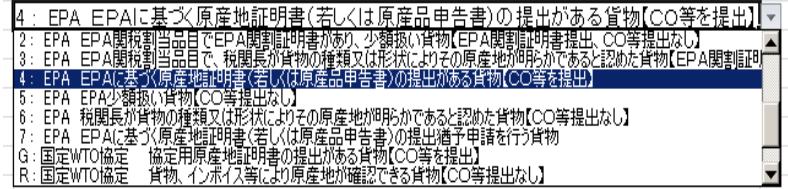
1. 第18回WGにおける意見等報告（1）

| 項番 | 議題 | 項目 | 意見・要望等 | 検討内容（回答） |
|----|-----|----------------|---|---|
| 1 | 資料2 | 輸出入申告官署の自由化<2> | <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>① 非蔵置官署に薬監証明書を添付して申告する場合、添付する薬監証明書上の「蔵置場所」は、実際に貨物が蔵置されている保税上屋の名称または、NACCS用コードを記載すればよいのか。現状において、輸入者が誤って申告及び貨物蔵置場の管轄官署外の保税上屋コードで薬監を取得した場合、取り直す必要があるため確認したい。</p> <p>② 当初、検査指定された場合、外注の検査立会者を利用する予定でIDA入力を行い非蔵置官署へ申告を行うケースで、状況が変わり自社の社員が立ち会う事になった場合、どのような取扱いをすればよいのか。</p> <p>（意見）（海上 通関・物流等WG委員）</p> <p>① 検査立会いを委託する者の利用者コード（5桁）を入力するとあるが、これは通関業者のコードも入力できるのか。同じ社内で違う支店（違う利用者コード）も入力できるのか。</p> <p>② 利用者コード（5桁）がないと、検査立会者になれないのか。利用者コードの代わりに、マイナンバーを入力することはできないか。</p> <p>③ 利用者コード（5桁）がない者が検査立会を行う場合、検査指定票の取扱いはどうなるのか。税関において、指定票を出力し、それを検査立会者が取りに行くという方法になるのか？</p> <p>（意見）（関係団体）</p> <p>非蔵置官署において申告する際に、検査立会者のNACCS利用者コードの入力を必須とした場合、申告時に検査立会者コードを入力出来るのは、全国に支店のある大手通関業者に限定され、中小通関業者の排除に繋がること懸念されるので、慎重に進めていただきたい。</p> <p>（意見）（関係団体）（海上 通関・物流等WG委員）</p> <p>輸出入申告をする時点では、検査立会者を決めている通関業者は少ない。ほとんどの通関業者は、区分3になった輸出入申告に限って税関と電話で検査の段取りを実施している。このことから、輸出入申告書に検査立会者の項目を設ける必要はないのではと思います。</p> | <p>① 現行どおり、到着空港、到着港または蔵置場所を記載して下さい。</p> <p>② 今回のWGにおいて提案致します。</p> <p>① 通関業者の利用者コードを入力する事は可能です。また、当該申告の「申告等予定者欄」に入力された通関業者と同じ社内で、異なる利用者コードを持つ支店の利用者コードの入力も可能です。</p> <p>②③「検査立会者」欄はNACCSの利用者コードを入力する仕様となっております。また、「検査立会者」として入力されることにより輸出入申告等の照会及び検査指定票の配信を受けることが可能となります。しかしながら、NACCS利用者でなければ検査立会者になれないというわけではありません。NACCSの利用者でない場合は、申告者から検査指定票を入手していただき対応していただくこととなります。</p> <p>ご意見を関税局・税関にお伝え致します。</p> <p>今回のWGにおいて提案致します。</p> |

1. 第18回WGにおける意見等報告（2）

| 項番 | 議題 | 項目 | 意見・要望等 | 検討内容（回答） |
|----|-----|-----------------------------------|--|--|
| 2 | 資料5 | 第17回WGの意見等報告 マイナンバー（法人番号）に係る対応 | <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） 法人番号に関し、以下の内容が解決できないのであれば、運用は非常に困難であるため、十分な検討と対応案をご提示いただきたい。</p> <p>① 法人番号の入力を必須とするのであれば、法人の英文表記はすべて公開されること。</p> <p>② 新旧対照表の情報公開がデータであること。</p> <p>③ NACCSにおいて法人番号の存在チェックを行うこと。 もし行わないのであれば、申告時及び許可後の輸出入者の法人番号及び名称の訂正を可能とするべきと考える。</p> <p>④ 支店番号の管理は、法人番号と切離して管理する、又は違う管理方法にするべきと考える。法人番号がすでに13ケタとなっているので、人の手による入力の負担軽減策を検討するべきである。</p> <p>⑤ 法人番号の存在チェックをNACCSから国税局に対して定期的に行っていただきたい。また、法人登記が追加又は削除された場合、NACCSでも情報をタイムリーに管理していただきたい。（国税庁との情報共有の徹底）</p> <p>⑥ 輸出入申告に法人番号の記載が必要ということであれば、現行の符号をそのまま入力して自動変換で法人番号が申告書等に表示されるようなシステムにする方法を検討していただきたい。</p> | <p>①②③④⑥ 今回のWGにおいて提案致します。</p> <p>⑤ 国税局の「法人番号システム」からのデータ更新の間隔について、毎日行うよう検討しております。</p> |
| | | | <p>（意見）（関係団体）</p> <p>① 国税庁の「法人番号システム」は、英語表記には対応していないことからJASTPROコードが付与されている有符号者に対しては、JASTPROコードとの紐付をすることで補完していただきたい。</p> <p>② 国税庁の「法人番号システム」は、所在地（住所）に関して一括して表示されるものと思料されるが、輸出入申告に関しても、住所1、住所2などと分割せず、一括して申告出来るようにしていただきたい。</p> | <p>① 今回のWGにおいて提案致します。</p> <p>② ご要望いただいた分割住所については、変更する予定はございません。</p> |
| | | | <p>（意見）（関係団体）（海上 通関・物流等WG委員）</p> <p>① NACCSで検索ができることを考えているのであれば、国税庁が政府共通プラットフォーム内に設置する「法人番号システム」のデータが変更される都度NACCSヘリアルタイム取り込みを実施できないか？もし、事項登録時に存在しない法人番号と判定されたものに関しては、最終的には国税庁のホームページを確認することになるので手間になってしまう。</p> <p>② 同一法人に法人番号は一つしかないので、輸出入者符号が複数ある会社においては、前回WGの資料1で提案された国税庁のデータを利用した法人番号の存在チェック検索では確認できないと思われる。このようなケースにおいても検索できる方法を検討してほしい。</p> <p>③ 輸出入申告書へマイナンバーを入力することで輸出入者名、住所、電話番号等が自動補完される仕組みを優先して構築して頂きたい。</p> | <p>① 国税局の「法人番号システム」からのデータ更新の間隔について、毎日行うよう検討しております。</p> <p>②③ 今回のWGにおいて提案致します。</p> |

1. 第18回WGにおける意見等報告（3）

| 項番 | 議題 | 項目 | 意見・要望等 | 検討内容（回答） |
|----|-----|--------------|---|---|
| 3 | 資料5 | 第17回WGの意見等報告 | <p>（意見）（関係団体）（海上 通関・物流等WG委員） 原産地証明書識別4桁の入力方法に関して、個々の入力欄を以下のようなプルダウンメニューとすることは可能か（コード一覧表を確認しなくて済む。）。</p> <p>原産地種別欄</p>  <p>原産地証明書等区分</p>  <p>貨物の種類</p>  | <p>ご提案頂いた入力方法については、プルダウン内の各コードの説明が長くなってしまふことから、事項登録の画面上にプルダウンメニューを設けることは困難です。</p> |
| | | | <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） 原産地証明書識別について</p> <p>① 入力に伴う選択項目が多く、判断にかかる時間が非常に多くなる。</p> <p>② 入力を誤った場合には、協定税率などの適用も出来なくなる項目として処理がされている為、通関業者にかかるリスクが非常に高い。</p> <p>③ 項目変更のあり方そのものの再度検討していただきたい。</p> | <p>①②③ 従来の提案どおり原産地証明書識別については、4桁といたします。</p> |
| | | | <p>（意見）（海上 通関・物流等WG委員） 原産地種別と原産地証明書識別による桁数増加による誤入力は、結果的に非違、原産地証明書が使えないといった危険性がある。エラーチェック等何らかの対応をお願いしたい。</p> | <p>入力されたコードの組合せチェックを行い、存在しない組合せについては、エラーとする仕様で検討しております。</p> |

1. 第18回WGにおける意見等報告（4）

| 項番 | 議題 | 項目 | 意見・要望等 | 検討内容（回答） |
|----|------|-----------------------|--|---|
| 4 | 資料10 | 船腹予約業務のシステム化 | <p>（意見）（関係団体）</p> <p>「船腹予約登録（BRR）」業務に対する回答業務として、既存の「ブッキング情報登録（BKR）」業務の他に、「船腹予約回答（BRA）」業務が新設されるが、後続の「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務において、回答方法を意識することなくブッキングナンバーにてBKR業務、BRA業務のいずれの情報も呼び出せるようにしていただきたい。また、BRR業務を行わず、BKR業務から始まった業務のSIR業務への取込みもご検討いただきたい。</p> | <p>確定したブッキング情報をSIR業務において呼出し可能とします。詳細については、次回WGにて提示致します。</p> |
| 5 | 資料12 | 海上入出港関係業務における追加検討事項 | <p>（意見）（海上 物流等WG委員）</p> <p>内航船の船舶基本情報の保存期間が365日になるとのことだが、日々利用している本船も基本情報の訂正を行わなかった場合は、365日で消えてしまうのか？ それとも基本情報を参照するJPT、JIT、JOT等を申請していれば消えないのか？ 前者であれば申請に支障があるので再考いただきたい。</p> <p><背景></p> <p>内航船は外航船と違い基本情報に運航船社欄がない。1年ごとに税関チェックを受けることの代わりになるような作業もないため、船体を改造するようなことでも無い限り一度登録すれば減多に訂正することはない。利用履歴の無い基本情報は365日で消して頂いて結構だが、例えば内航コンテナ船は年末年始ですら稼働しており毎日いずれかの港で申請が行われているので、単純に365日とした場合にいきなりデータが消えると混乱を招く可能性が有る。</p> | <p>内航船の船舶基本情報の保存期間ですが、JPT、JIT、JOT（次期ではWPT、WIT、WOTとなります。）を一度でも申請すれば、保存期間は申請から365日になるため、実質的に延長されます。資料の内容は船舶基本情報を登録した後、何も申請を行わなければ（利用履歴が無ければ）、登録から365日で消えるという意味です。</p> |
| 6 | — | 出港後における輸出許可内容申請のシステム化 | <p>（要望）（海上 通関・物流等WG委員）</p> <p>現在、輸出許可された貨物を積載した船舶及び航空機が出港後に輸出許可内容に変更が生じた場合、システムで輸出許可内容申請が出来ないため、税関から事前承諾を得たのち、該当箇所を手書きで訂正した輸出許可書を税関に提出し、許可内容申請を行っている。この様なマニュアル作業をシステム化していただきたい。</p> | <p>平成26年4月1日より、船積情報登録等の後において変更手続きを行う必要が生じた場合には、現行書面（紙）により訂正を認めている範囲内で、「汎用申請（HYS）」業務を利用して行うことが可能となっております。</p> |